

## 昭和三十一年政令第三百三十七号

國の債権の管理等に関する法律施行令

内閣は、國の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第三条、第五条第一項から第四項まで、第七条第一項、第八条、第十一條、第十三条第一項及び第三項、第二十二条第一項、第二十二条第二項、第二十三条、第二十四条第一項及び第三項、第二十六条、第三十三条第三項、第三十五条、第三十六条、第三十九条、第四十一条並びに附則第十項の規定に基き、この政令を制定する。

### 目次

第一章 総則（第一条—第四条）  
第二章 債権の管理の機関（第五条—第七条）  
第三章 債権の管理の準則（第八条—第二十三条）  
第四章 債権の内容の変更、免除等（第二十四条—第三十四条）  
第五章 債権に関する契約等の内容（第三十五条—第三十七条）  
第六章 雜則（第三十八条—第四十一条）  
附則 第一章 総則（定義）

第一条 この政令において「國の債権」若しくは「債権」、「債権の管理に関する事務」、「各省各府」、「各省各府の長」、「歳入徵収官等」、「現金出納職員」、「支払事務担当職員」、「履行延期の特約等」、「延滞金」、「延納利息」若しくは「契約等担当職員」、「歳入徵収官」若しくは「分任歳入徵収官」又は「官署支出官」、「歳入徵収官代理」、「分任歳入徵収官代理」若しくは「支払事務担当職員」、「歳入徵収官」若しくは「支払事務担当職員」、「履行延期の特約等」、「延滞金」延納利息若しくは契約等担当職員、歳入徵収官若しくは分任歳入徵収官又は官署支出官、歳入徵収官代理若しくは支払事務担当職員をいう。

(報告に関する規定に限り適用がある債権)  
**第二条** 法第三条第一項ただし書に規定する政令で定める債権は、次に掲げる債権とする。

一 法第三条第一項第六号に掲げる債権（同項第二号に掲げる債権及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第七十六条第二項の規定により預入した外国為替等又は現金に係る債権を除く。）

(罰金等に類する適用除外の徵収金)  
**第三条** 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徵収金は、次に掲げる徵収金とする。

一 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三百三条第一項の規定による裁判により納付を命じた金銭

二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百五十七条第一項又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百四十六条第一項（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十四条及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第十二条において準用する場合を含む。）の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徵収金

三 刑事訴訟法（昭和三十三年法律第百三十一号）第三百四十八条の仮納付の裁判により納付を命じた罰金、科料若しくは追徴に相当する金額又は交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）第十五条の仮納付の裁判により納付を命じた罰金若しくは科料に相当する金額に係る徵収金

四 刑事訴訟法第九十六条第二項、第三項、第五項、第六項本文若しくは第七項又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十五条第三項の規定による没取金

十八条第一項の規定により徵収する費用に係る徵収金

### 七

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定（同法第八百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。）により納付を命じた課徴金及び同法第八十条の十四第二項の規定により徵収する延滞金

八 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定により納付を命じた課徴金及び同法第三十四条の五十九第二項の規定により徵収する延滞金

九 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために不當景品及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第七十五号）第十七条第一項の規定により徵収する旅費、日当、宿泊料及び報酬に係る徵収金

十 不當景品及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）第八条第一項の規定により納付を命じた課徴金及び同法第十八条第二項の規定により納付を命じた課徴金及び同法第七十五条の五の十一第二項の規定により徵収する延滞金

十一 医薬品、醫療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十五条の五の二第一項の規定により納付を命じた課徴金及び同法第七十五条の五の十一第二項の規定により徵収する延滞金

十二 医薬品、醫療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十五条の五の二第一項の規定により納付を命じた課徴金及び同法第七十五条の五の十一第二項の規定により徵収する延滞金

(法の一部適用除外の範囲)

**第四条** 法第三条第二項に規定する政令で定める債権は、次に掲げる債権とする。

一 本邦に住所又は居所を有しない者（その者に対する債権につき強制執行（国税徴収又は国税滞納処分の例による場合の滞納処分を含む。以下同じ。）をことができる本邦内にある財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び国外の者の権利（以下第十八条及び第二十条において「優先債権等」という。）の金額の合計額をこえると見込まれる者を除く。）を債務者とする債権

二 外国の大吏、公使その他の外交官又はこれらに準ずる者で財務大臣の指定するものを債務者とする債権

三 各省各府の長は、前項の場合において、必要があるときは、同項第一号又は第三号の規定により委任を受けた職員の事務の一部を分任歳入

五条及び法第三十六条の規定並びに当該債権のうち財務大臣の指定するものにあつては法第十一条、法第二十五条、法第二十六条（延納利息に係る部分を除く。）又は法第二十七条の規定を、前項各号に掲げる債権については、法第十一条及び法第十八条（第一項及び第五項を除く。）の規定をそれぞれ適用しない。

### 第二章 債権の管理の機関

(各省各府に所属する職員に対する債権管理事務の委任等)

**第五条** 各省各府の長は、法第五条第一項の規定により当該各省各府の所掌事務に係る債権の管理に関する事務を当該各省各府又は他の各省各府に所属する職員に行わせる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員にその事務を委任するものとする。

一 歳入金に係る債権の管理に関する事務 歳入徵収官

二 歳出の金額に戻し入れる返納金に係る債権の管理に関する事務 官署支出官

三 前二号に規定する債権以外の債権の管理に関する事務 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条の特別の機関の長、同法第四十三条若しくは第五十七条の内閣府設置法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の委員会の事務局若しくは事務総局の長、内閣府設置法第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の内閣府第三条第一項の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十六条第二項の機関の長、同法第十七条第一項の地方支分部局の長、デジタル局設置法（令和三年法律第三十六条）第十三条第一項の職、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関の長、同法第九条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる職員（各省各府の長が必要があると認めるとときは、これらの職員以外の職員）

二 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三十一条第一項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び觀察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第七七

徴収官その他の職員に分掌させることができ  
る。

各省各庁の長は、前二項の規定により債権の管理に関する事務を委任した職員又は当該職員の事務の一部を分掌させた職員に事故がある場合（これらの職員が会計法第四条の二第四項（同法第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第五項の規定により指定された官職にある者である場合には、その官職にある者が欠けたときを含む。）において、必要があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員にその事務を代理させることができる。

一 第一項第一号に掲げる事務 島入徵収官代理又は分任島入徵収官代理若しくは当該事務を分掌させた職員以外の職員

二 第一項第二号に掲げる事務 支出官代理（官署支出官の事務を代理する職員に限る。  
第五項において同じ。）

三 第一項第三号に掲げる事務 当該事務を委任し、又は分掌させた職員以外の職員

各省各庁の長は、第一項第二号に掲げる事務を同項又は前項の規定により委任し、又は代理させる場合において、財務省令で定める特別の事情があるときは、同号又は同項第二号に掲げる職員以外の職員にその事務を委任し、又は代理させることができる。

各省各庁の長は、前各項の規定により島入徵収官、分任島入徵収官、島入徵収官代理、分任歳入徵収官代理、官署支出官及び支出官代理以外の職員に債権の管理に関する事務を委任し、分掌させ、又は代理させる場合において、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、分掌させ、又は代理させることができる。

各省各庁の長は、前項に規定する場合において、他の各省各庁に所属する職員に当該事務を委任し、分掌させ、又は代理させることは、当該職員及びその官職並びに行なわせようとする事務の範囲について、あらかじめ、当該他の各省各庁の長の同意を得なければならぬ。ただし、その委任、分掌又は代理が同項の規定に基づいて官職の指定により行なわれる場合には、その同意は、その指定しようとする官職及び行なわせようとする事務の範囲についてあれば足

**第五条の二** 各省各庁の長は、法第五条第三項の

2 各省各庁の長は、法第五条第三項の規定により当該各省各庁に所属する職員に同項に規定する債権の管理に関する事務の一部を処理させる場合において、必要があるときは、同項の権限を、内閣府設置法第五十条の委員長若しくは長官、同法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、宮内庁長官、宮内庁法第十七条第一項の地方支分部局の長、国家行政組織法第六条の委員長若しくは長官、同法第九条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる職員に委任することができる。この場合において、各省各庁の長は、同項の規定により当該事務を処理させる職員（当該各省各庁に置かれた官職を指定することによりその官職にある者に当該事務を処理させる場合には、その官職）の範囲及びその処理させる事務の範囲を定めるものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、各省各庁の長が法第五条第三項の規定により当該各省各庁又は他の各省各庁に所属する職員に同項に規定する債権の管理に関する事務の一部を処理させる場合について準用する。

4 法第五条第三項の規定により同項に規定する債権の管理に関する事務の一部を処理する職員（次項において「代行機関」という。）は、当該債権の管理に関する事務を行なう歳入徴収官等に所属して、かつ、当該歳入徴収官等の名において、その事務を処理するものとする。

5 代行機関は、第一項又は第二項に規定する範囲内の事務であっても、その所属する歳入徴収官等において処理することが適當である旨の申出をし、かつ、当該歳入徴収官等がこれを相當と認めた事務及び歳入徴収官等が自ら処理する特別の要があるものとして指定した事務については、その処理をしないものとする。

（都道府県が行う管理事務）

第六条 各省各庁の長は、法第五条第二項又は第四項の規定により債権の管理に関する事務を都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務として定める場合には、当該知事

又は知事の指定する職員が行うこととなる事務の範囲を明らかにして、当該知事又は知事の指定する職員が債権の管理に関する事務を行うこととなることについて、あらかじめ当該知事の同意を求めなければならない。

2 都道府県の知事は、各省各庁の長から前項の規定により同意を求められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意をするときは、知事が自ら行う場合を除き、事務を行う職員を指定するものとする。この場合において、当該知事は、都道府県に置かれた職務を指定することにより、その職にある者に事務を取り扱わせることができる。

3 前項の場合において、都道府県の知事は、同意をする決定をしたときは同意をする旨及び事務を行う者（同項後段の規定により都道府県に置かれた職を指定した場合においてはその職）を、同意をしない決定をしたときは同意をしない旨を各省各庁の長に通知するものとする。

第

**七条** 各省各庁の長は、当該各省各庁の所掌事務に係る債権について、債務者の住所の変更その他の事情により必要があると認めるときは、財務省令で定めるところにより、当該債権に係る歳入徴収官等の事務を他の歳入徴収官等に引き継がせるものとする。

第三章 債権の管理の準則

簿への記載又は記録を行うべき時期の特例  
法第十一條第一項に規定する政令で定め  
る債権は、次の各号に掲げる債権とし、同項に  
定むする政令で定めるときは、当該債権につい  
て各号に掲げるときとする。

**第八条** (帳簿への記載又は記録を行うべき時期の特例)  
法第十一條第一項に規定する政令で定める債権は、次の各号に掲げる債権とし、同項に規定する政令で定めるときは、当該債権について當該各号に掲げるときとする。  
一 利息、國の財産の貸付料若しくは使用料又は國が設置する教育施設の授業料に係る債権

**第八条** (帳簿への記載又は記録を行うべき時期の特例)  
法第十一條第一項に規定する政令で定める債権は、次の各号に掲げる債権とし、同項に規定する政令で定めるときは、当該債権について當該各号に掲げるときとする。  
一 利息、國の財産の貸付料若しくは使用料又は國が設置する教育施設の授業料に係る債権

三 法令の定めるところにより國の行政機關以外の者によつてのみその内容が確定される債権 その者が当該債権の内容を確定したとき。

四 延滞金に係る債権 当該延滞金を附するところとなつてゐる債権が履行期限の定のあるものである場合には、当該履行期限が経過したとき、当該債権が損害賠償金又は不当利得による返還金に係るものである場合には、当該賠償又は返還の請求をするとき。

五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十九条第一項に規定する加算金で返還すべき補助金等に關し納付すべきもの、法第三十六条第十号に掲げる事項についての契約の定をした貸付金に係る債権につきその定に従つて納付される金額に係る債権その他法令又は契約の定めるところにより一定の期間に応じて附する加算金に係る債権 当該補助金等の返還金の返還を命じ、当該貸付金に係る履行期限を繰り上げる旨の指示又は決定をし、その他法令又は契約の定めるところにより当該加算金を附することとなつてゐるもの 当該権利の履行期限が経過したとき。

六 金銭の給付以外の給付を目的とする國の権利についての債務の履行の遅滞に係る損害賠償金その他これに類する徴収金に係る債権で債権金額が一定の期間に応じて算定されることとなつてゐるもの 当該権利の履行期限が経過したとき。

（帳簿への記載又は記録を要しない場合）

第九条 法第十一条第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 歳入徵收官等が、その所掌に属すべき債権でまだ法第十一条第一項に規定する帳簿（以下「債権管理簿」という。）に記載され、又は記録されていないものについて、その全部が消滅していることを確認した場合

二 歳入徵收官等が、國の施設への入場者から徵收することとされている料金に係る債権（当該入場者に対するものに限る。）について、當該料金を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として各省各庁の長が指定するものに

より立て替えて納付されるものであることを確認した場合

前項第一号の場合においては、歳入徴収官等は、財務大臣の定めるところにより、当該債権について債権管理簿に記載し、又は記録することができなかつた理由を明らかにしておかなければならぬ。ただし、当該債権が次に掲げる債権に該当する場合は、この限りでない。

一 法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなつてゐる債権

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百六十七条第一項若しくは第百六十九条第六項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三条）第一百三十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四条）第三十二条又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第八十四条の規定により国が報酬又は賃金から控除する保険料に係る債権

三 恩給金額分担及国庫納金收入等取扱規則（大正十二年勅令第四百三十九号）第十条第一項の規定により俸給又は給料から控除する金額に係る債権及び同規則第十一条第二項ただし書の規定により納付する金額に係る債権

四 予算決算及び会計令第六十二条第一項の規定による納付金及びこれに準ずる返納金で現金出納職員が隔地の債権者又は他の現金出納職員に現金の支払をするため日本銀行に交付した資金に係るものに係る債権

五 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百十二号）第一項又は第二項の規定による納付金に係る債権

六 接收貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第二百三十五号）第十六条の規定による納付金に係る債権

（調査、確認及び記帳を要する事項）

第十一条 法第十一条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 債権の発生原因

二 債権の発生年度

三 債権の種類

四 利率その他利息に関する事項

五 延滞金に関する事項

債務者の資産又は業務の状況に関する事項

七 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）

に関する事項

八 解除条件

九 その他各省各府の長が定める事項

（納入の告知）

（納入の手続）

（自力執行の手続）

（担保の種類及び提供の手続等）

（履行の手続）

（支拂いの手続）

（支拂いの手續）

（債権についての異動の通知）

（規定により歳入徴収官等に通知した債権について異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を歳入徴収官等に通知しなければならない。）

（納入の手續）

証券は、財務省令で定める小切手、約束手形及び為替手形とする。

（規定により歳入徴収官等に通知した債権についての異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を歳入徴収官等に通知しなければならない。）

（納入の手續）



六 延納利息を附すこととして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が百円未満となるとき。

(履行延期の特約等に附する条件)

**第三十一条** 岁入徵收官等は、法第二十六条第一項ただし書の規定により担保の提供を免除し、又は延納利息を附さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは、担保を提供せし、又は延納利息を附することとができる旨の条件を附するものとする。

(債務名義を取得することを要しない場合)

**第三十二条** 法第二十六条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 履行延期の特約等をする債権に確実な担保が附されている場合

二 第二十八条第二号又は第三号に掲げる場合

三 強制執行をすることにより債務名義を取得できる場合に要する費用を支弁することができないと認めた場合には、その債務者が當該費用及び債権金額をあわせて支払うことととなるおそれがある場合

前項各号に掲げる場合のほか、歳入徵收官等は、債務者が無資力であることにより債務名義を取得するための手続を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすことが当該費用及び債権金額をあわせて支払うことととなるおそれがある場合

(利率を引き下げる特約等の手続)

**第三十三条** 法第二十九条の規定による利率を引き下げる特約及び法第三十二条の規定による債権の免除は、債務者からの書面による申請に基いて行うものとする。

(延滞金を免除することができる範囲)

**第三十四条** 法第三十三条第三項に規定する政令で定める國の債権は、次に掲げる債権とする。

一 国が設置する教育施設において教育を受けた者のために設けられた寄宿舎の使用料に係る債権

二 国が設置する病院、診療所、療養所その他

の医療施設における療養費に係る債権

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第二十五項に規定する補装具の完渡し、貸付け又は修理に係る債権

四 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二十条第二項に規定する一部負担金に係る債権

五 債務者の故意又は重大な過失によらない不當利得による返還金に係る債権

2 法第三十三条第三項に規定する債権及びこれに係る延滞金について同項の規定により免除することができる金額は、同項に規定する延滞金の額に相当する金額の範囲内において各省各庁の長が定める額をこえないものとする。

**第五章** 債権に関する契約等の内容

(契約の内容について別段の定を要しない場合)

**第三十五条** 法第三十五条に規定する政令で定めることは、双方契約に基づく國の債権に係る履行期限が國の債権の履行期限以前とされている場合とする。

(延滞金の基準)

**第三十六条** 契約等担当職員が法第三十五条の規定により同条第一号に規定する事項についての定をする場合においては、同号に規定する一定の基準は、第二十九条本文に規定する率を下つてはならない。

(履行期限を繰り上げた場合に加算して納付させる金額)

**第三十七条** 法第三十六条第十号に規定する政令で定める金額は、同号に掲げる事項についての契約の定により履行期限を繰り上げた貸付金の貸付日の翌日から履行する日までの期間に応じ、当該貸付金の額(債務者がその一部を履行した場合における当該履行日の翌日以後の期間については、その額から既に履行した額を控除した額)に対し、財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率を乗じて得た金額と履行期限がまだ到来しない額とに細分して、その内訳を明らかにしなければならない。

(履行期限を繰り上げた場合に加算して納付させる金額)

**第三十八条** 各省各庁の長は、前項の規定により算出した額を下る金額を納付させることとするものをしようとする場合には、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならぬ。

2 契約等担当職員は、法第三十六条第十号に規定する事項についての契約の定で前項の規定により算出した額を下る金額を納付させることとするものを受けなければならぬ。

3 各省各庁の長は、前項の承認をする場合に不是、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

**第六章** 雜則

(債権現在額報告書の内容)

**第三十九条** 各省各庁の長は、法第三十九条の規定により債権の毎年度末における現在額の報告書を作成する場合には、歳入徵收官等(第二条各号に掲げる債権にあつては、各省各庁の長の指定する者)からの報告に基づき、債権の帰属す

べき会計の区別に応じ、債権の種類ごとに、前年度以前において発生した債権の金額と当該年度において発生した債権の金額とに区分し、さらに、それぞれの金額を当該年度末までに履行期限が到来した額と履行期限がまだ到来しない額とに細分して、その内訳を明らかにしなければならない。

2 法第三十九条に規定する政令で定める債権は、歳入金に係る債権又は歳出の返納金に係る債権のうち、これらの債権に基づいて翌年度の四月三十日までに収納された金額が法令の規定により当該年度所属の歳入金、又は歳出の金額への戻入金として整理されるものとする。

3 法第三十九条に規定する政令で定められた債権は、歳入金に係る債権及び法第四十条に規定する債権の現在額総計算書の様式及び作成方法は、財務省令で定める。

(報告書等の様式及び作成方法)

**第四十条** 法第三十九条の報告書及び法第四十条第一項の債権現在額総計算書の様式及び作成方法は、財務省令で定める。

(省令への委任)

**第四十一条** この政令に定めるもののか、この政令の施行に関し必要な事項は、財務省令で定める。

附 則

1 この政令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則

1 この政令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則

1 この政令は、昭和三十二年七月九日政令第十八号)抄

1 この政令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則

1 この政令は、昭和三十二年七月九日政令第十八号)抄

5 債務の大蔵省令で定められた債権は、歳入徵收官等は、第二十九条の規定により免除することができる。この場合において、その間は、担保の提供を免除し、又は延納利息を計算する債権

6 年度以前において発生した債権の金額と当該年度において発生した債権の金額とに区分し、さらに、それぞれの金額を当該年度末までに履行期限が到来した額と履行期限がまだ到来しない額とに細分して、その内訳を明らかにしなければならない。

7 法第三十九条に規定する政令で定められた債権は、歳入金に係る債権及び法第四十条に規定する債権の現在額総計算書の様式及び作成方法により国が承継する債権について履行延期の特約等をする場合には、当該債権が消滅するまでを乗じて得た金額を控除した金額の範囲内において財務大臣に協議して定める政令で定められた債権のうち、これらの債権に基づいて翌年度の四月三十日までに収納された金額が法令の規定により当該年度所属の歳入金、又は歳出の金額への戻入金として整理されるものとする。

8 法第三十九条に規定する政令で定められた債権は、歳入金に係る債権及び法第四十条に規定する債権の現在額総計算書の様式及び作成方法は、財務省令で定める。

9 (省令への委任)

**第四十一条** この政令に定めるもののか、この政令の施行に関し必要な事項は、財務省令で定める。

附 則

1 この政令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

1 この政令は、昭和三十二年四月一日から施行する。



入院医療機関の円滑な運営を期するためにこの政令の施行前に支弁された指定入院医療機関の運営に要する費用（平成十七年度において支弁されたものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）についても、適用する。
<b>附 則</b> （平成一七年一月三〇日政令第三五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年十二月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成一八年九月二六日政令第三二〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。
<b>附 則</b> （平成一八年一一月一二日政令第三三六一号）抄
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成一九年三月三一日政令第一二四号）抄
（施行期日等）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成一九年八月三日政令第二三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。
<b>附 則</b> （平成一九年一二月七日政令第三五七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日）。次条において「施行日」という。）から施行する。
<b>附 則</b> （平成二〇年一一月二八日政令第三六九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十二日）から施行する。

<b>附 則</b> （平成二一年一二月二四日政令第二二九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成二三年九月二九日政令第二〇六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。
<b>附 則</b> （平成二三年九月二二日政令第二九六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成二四年一二月三日政令第二六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成二五年一月一八日政令第五〇六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月一日）から施行する。
<b>附 則</b> （平成二五年一二月七日政令第一五七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日）。次条において「施行日」という。）から施行する。
<b>附 則</b> （平成二〇年一一月二八日政令第三六九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二〇年十二月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成二六年一一月二四日政令第一一五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成二七年一二月一六日政令第四二三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

<b>附 則</b> （平成二九年三月三一日政令第一一二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成二五年一月一八日政令第五〇六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成二五年一二月三日政令第一一五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二五年十二月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成二六年一一月二四日政令第一一五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二六年四月一日から施行する。
<b>附 則</b> （平成二七年一二月一六日政令第四二三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二七年十二月一日から施行する。

<b>附 則</b> （平成二九年三月三一日政令第一一二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
<b>附 則</b> （令和三年一月五日政令第一四四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
<b>附 則</b> （令和三年一二月二二日政令第七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年二月一日から施行する。
<b>附 則</b> （令和三年七月二日政令第一九五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年九月一日から施行する。
<b>附 則</b> （令和五年一一月一〇日政令第三二三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和五年九月一日から施行する。